

## 現場説明書（技術的事項）

工事名 福山市立福山中・高等学校木造建物解体工事

（●印を適用）

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」

第9条第1項に規定する対象工事

● 該当する

○ 該当しない

2. 別途工事

造成工事

3. 現場の状況

設計図のとおり

4. 留意事項

① 本工事請負人は、地元企業の活用に努めてください。

② 工事中は学校運営と同時使用となるため、仮囲い等を設置し、事故の無いよう十分注意してください。

③ 工事期間中は、周辺地域、生徒、職員及び第三者の安全に細心の注意を払い、危険の無いよう対策を講じてください。構内管理については学校管理者との協議、調整を十分に行ってください。

④ 交通誘導員を適切に配置したうえで徐行運転するとともに、周辺道路を汚さないように注意し、汚れた場合は道路の清掃を行ってください。なお、交通誘導員の配置については、2人を見込んでいます。

⑤ 工事関係車両の駐車場は、学校管理者と協議が必要です。

⑥ 工事中は、散水を十分に行い、粉塵の飛散防止に努めるとともに、騒音に対しても近隣対策を講じてください。

⑦ 解体・撤去物以外のものに損傷を与えないように対策を講じてください。

⑧ この工事は、建設リサイクル法の対象工事には該当しますので、特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。

⑨ 実施工程表を契約後14日以内に提出するとともに、速やかに施工計画書等の承諾を受けてください。

⑩ 工事中は新型コロナウイルス感染症への対策に努めてください。

⑪ 労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

⑫ 本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次のとおり実施に努めること。

(1) 「3つの密を避けるための手引き」の活用

各現場に配布し工事等の関係者に周知を図るとともに、作業所等で掲示を行う。

・[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokumin](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin)

(2) 「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」の活用

各現場に配布し始業前の朝礼やKY活動等において工事等の関係者に周知を図る。

・[http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi\\_5.pdf](http://chotatsu.pref.hiroshima.jp/file/kakudaibousi_5.pdf)

※各現場での対策事例については、TwitterやFacebook等のSNS活用により普及・展開に努めてください。

2 上述の1を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施することに

より追加費用が発生する場合は、実施計画書（様式1）により監督員と事前に協議を行い、必要と認められる対策については変更施工計画書（変更業務計画書）を提出する。

なお、必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

3 最終精算変更時点においては、実際に履行したことがわかる全ての証明書類

（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等）及び実績報告書（様式2）を監督員に提出する。

4 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び

指名除外等の措置を行う場合がある。

5 疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

#### 【設計変更の対象とする対策に係る費用の例】

##### <共通仮設費>

○労働者宿舎での密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費

○現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とする。

##### <現場管理費（業務においては直接経費）>

○現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用

○現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用

○テレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

このほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。



解体工事特記仕様書		
I 工事概要		
1. 工事名称	福山市立福山中・高等学校木造建物解体工事	
2. 工事場所	福山市赤坂町大字赤坂9-10番地	
3. 敷地面積		
4. 解体建物概要		
1) 構造・規模	母屋:木造2階建 延べ面積127.45㎡ 車庫兼倉庫:木造2階建 延べ面積60.00㎡	
2) その他	倉庫:木造平家建 延べ面積12.00㎡ 強化コンクリート	
5. 工事範囲	解体工事一式	
6. 別途工事	・給排水衛生設備工事 ・電気設備工事 ・冷暖房設備工事 ○造成工事	

II 建築工事仕様		
1. 共通仕様		
<p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成31年版）（以下、「解体仕様書」という。）による。</p> <p>電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれ公共建築工事標準仕様書（電気設備工事情報）、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事情報）による。</p> <p>(1) 地元企業及び地場製品の活用 本工事受注者は、地元企業、地場製品の積極的な活用に努める。</p> <p>(2) 疑義に対する協議等 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合（記載されていない事項等）又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。</p>		
2. 特記仕様		
<p>(1) 章、項目は番号に○印のついたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、印のついたものを適用する。 ○印のつかなかった場合は、※印のついたものを適用する。 ◎印と○印のついた場合は共に適用する。</p> <p>(3) 項目欄に記載の（ ）内番号は共通仕様書の該当項目を示す。</p>		

章 項	特 記 事 項								
1 一般共通事項	<p>① 適用基準等</p> <p>※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※ 建設廃棄物処理指針 ※ 建設副産物適正処理推進要綱 ※ 建設工事公衆災害防止対策要綱 ※ 建築工事安全施工技術指針 ※ 労働安全衛生法 ※ 石綿障害予防規則 ※ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ※ 建築基本法 ※ 環境基本法 ※ 騒音規制法 ※ 大気汚染防止法 ※ 土壌汚染対策法 ※ 資源の有効な利用の促進に関する法律 ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）</p> <p>② 監理（主任）技術者 受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。</p> <p>③ 官公署手続き等 (1.1.3) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続き等を遅延なく行うこと。また、これらの手続き等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督員に報告すること。なお、手続き等に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>④ 工事実績情報の登録 (1.1.4) 受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。 ※ 登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。ただし、期間内は、土曜日、日曜日、年末年始の閉庁日を除く。</p> <table border="1"> <tr> <th>請負金額</th> <th>工事受注時</th> <th>登録内容の変更時</th> <th>工事完成時</th> </tr> <tr> <td>500万円以上</td> <td>契約後10日以内</td> <td>変更契約後10日以内</td> <td>工事完成後10日以内</td> </tr> </table> <p>なお、変更時と工事完成時の間90日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要） 変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（請負代金の変更の場合、登録不要） ※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>⑤ 別契約の関連工事との調整等 (1.1.7) 施工範囲 ※ 図示による。 関連工事との調整 ※ 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。 ※ 別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。</p> <p>⑥ 工事工程表 (1.2.1) 検査期間としての14日間を含んだ工程とし、工事を全体を把握して作成し監督員の承諾を受ける。 ※ 契約締結後14日以内に実施工程表を提出する。</p> <p>⑦ 施工計画書 (1.2.2) 工事に先立って次の計画書・書面を提出する。 ※ 解体工事施工計画書 2部（1部返却） （総合仮設計図書、安全対策計画書、分別解体等計画書、建設副産物処理計画書） 添付書類 廃棄物処理業者（収集、運搬、中間処理最終処分）の許可の写し 二者の委託契約書の写し 処分場の位置及び移動ルート ※ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 各2部（1部返却） ※ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による対象建設工事に係る書面 各2部(法第12条第1項、法第13条及び省令第4条)</p> <p>⑧ 工事の記録 (1.2.3) 下記のものを監督員に提出する。工事中及び完成写真の作成は「普通工事写真作成要領」による。 ○ 工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を工事履行報告書に添付するものとする。 ○ 工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後は確認できない事項、その他監督員が指示する箇所はA4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全貌に亘り、その位置・深さが明確に分かる撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：1部 ○ 完成写真 撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。</p>	請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時	500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内
請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時						
500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内						

章 項	特 記 事 項								
1 一般共通事項	<p>① 仮設工事</p> <p>(撮影箇所) 監督職員が指示する箇所 (写真規格) ・カラーサービス版 ・カラーキャビン版 ・規格・提出部数) ・A4版クリアファイル 部 ・A4版写真台紙 部 ・アルバム 部 ○ その他の写真 保護建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督員の指示により提出すること。 工事写真のネガは工事完成後、受注者において2年間保管すること。</p> <p>② 施工管理 (1.3.1) 受注者は施工管理体制を確立し、工程、安全、建設廃棄物処理等の施工管理を行う。 ※ 施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。） 技術者台帳（施工体制台帳に添付） 監理技術者・主任技術者（下請を含む）及び専門技術者の写真、名前、生年月日、所属会社名を記載する。 ※ 施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）</p> <p>③ 電気保安技術者 (1.3.3~1.3.4) ○ 適用する ・適用しない</p> <p>④ 施工条件 (1.3.5) 1) 作業時間は、原則午前8時から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 2) 日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。</p> <p>⑤ 施工中の安全確保 (1.3.6~1.3.8) 1) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく指名 ○有り ・無し 2) 受注者は、現場代理人を工事現場に常駐させ、工事現場内外及び下請け業者の管理を十分に行い、周囲の建物、通行者等に損傷を与えないように注意して工事を施工すること。 なお、万一損傷が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。 3) 工事中は、騒音、振動の発生、粉塵の飛散（散水）、道路の汚染等の防止に努めること。 ※ 低騒音型・低振動型建設機械を使用すること（近隣住民の生活環境の保全の必要性がある場合） 4) 歩行者等の通行に支障を生じないように交通誘導員を配置し、適切な措置を講ずること。 ※ 本工事は、交通誘導員として 2 人を生かしている。 なお、交通誘導員の配置については、実施伝票（原本）および配置状況のわかる立会写真の撮影を行い監督員に提出する。 5) ゲントラック等による過積載の防止を図ること。 6) 作業現場には、労働安全衛生法に基づき作業主任者等置き、作業の安全管理に努めること。 ① つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さ5m以上の構造の足場の組立て、解体を行う場合、コンクリート造又は鉄骨造の工作物（その高さが5m以上のもの）の解体作業を行う場合は、労働安全衛生法第14条に基づく技能講習を修了したものとす。 ② 木造建築物の解体作業を行う場合は、平成3年1月2日付け発基第39号「安全衛生教育の推進について」及び平成元年5月9日付け発基第485号「木造建築物の解体工事の作業指揮者にに対する安全教育について」に基づく安全教育を終了した者とす。</p> <p>⑥ 近隣との折衝 (1.3.6) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。また、その経過について記録し、速滞なく監督員に書面で報告する。</p> <p>⑦ 発生材の処理 (1.3.10) ・引渡しを要するもの（PCB含有物） ・現場において再利用を図るもの（(4.1.3~4.5.1)） ・次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する。 (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 ( ・ 建設発生土 ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材) (2) 金属類 (3) 小型二次電池 ○ その他建設廃棄物の再資源化 ※ 無し ・有り(・蛍光灯管、Hドラブ ・硬質塩化ビニル管) ・指定建設資材廃棄物（木材が廃棄物となつたもの）の縮減・無し ・有り( ・産廃物等広域認定制度の適用 ※ 無し ・有り( ・処理に注意を要する建設廃棄物 ※ 無し ・有り(・COA処理木材 ・ひ素、鉛、ミ含有石膏ボード) ※ 建設副産物情報交換システム（COBRIS）(財)日本建設情報総合センター 本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。 また、建設リサイクル法に規定する建設資材を撤出（搬入）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議する。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">施工計画時</th> <th colspan="2">工事完了時</th> </tr> <tr> <td>搬出</td> <td>再生資源促進利用計画書</td> <td>搬入</td> <td>再生資源利用実施書</td> </tr> </table> <p>1) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあつては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平の受入費用）の費用の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 2) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事は、広島県産業廃棄物立税相当額を見込んでいる。</p> <p>⑧ 施工計画調査 (1.4.1) 工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。</p> <p>15 施工数量調査 (1.4.2) 施工に先立ち、下記の施工数量調査を行う。 ※ 調査範囲（ ） ※ 調査方法（ ）</p> <p>⑩ 施工の検査 (1.5.4) 監督員による随時の検査を行う。 ※ 検査に必要な資材、労務等を提供すること。</p> <p>⑪ 工事履行報告書 毎月7日までに、前月末までの履行状況を、実施工程表及び現場状況写真を添付して提出すること。</p> <p>18 埋設物等の報告 工事の施工に当たり、設計図書に記載されていない地下構造物、埋設配管等を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。</p> <p>19 地下埋設物調査 ○ 行わない ○ 行う 図示する範囲内において、整地前に敷地境界から2mの距離を置き、幅1m、深さ1.5mで、3m間隔で掘削調査を行う。</p> <p>20 家電リサイクル法 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。</p> <p>⑫ 完成時の提出書類 ○ 産業廃棄物処分の実績報告書 1部 ※ マニフェスト（D・E票）の写し及び集計表を添付する。 ○ 写真 1部（A4判印刷、若しくはA4判写真帳） ※ 原簿の提出 ○しない ・する（ ・全て ・指定する工程のみ） （電子データ形式等は、監督員の指示による。）</p> <p>22 試掘 地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。 ※ 試掘時期 ○ 完成検査時 ・（ ） ※ 試掘方法 ○ 機械掘削 ・ 人力掘削 なお、試掘は建築物1棟ごと1箇所に、外構（排水施設、舗装等）で1箇所以上行い、試掘する箇所については、検査員の指示による。</p> <p>⑬ 自社施工を定める対象工種 受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等により、次の工種を全て施工すること。 ・解体工（仮設工事及び産業廃棄物の収集運搬処分等付帯工事並びに敷地整地工事は除く。)</p>	施工計画時		工事完了時		搬出	再生資源促進利用計画書	搬入	再生資源利用実施書
施工計画時		工事完了時							
搬出	再生資源促進利用計画書	搬入	再生資源利用実施書						

章 項	特 記 事 項
2 特別管理産業廃棄物の処理	<p>① 騒音・粉塵等の対策（仮囲い等の安全施設) (2.2.1~2.2.2) ○ 解体工事着手前に工事対象区域内に仮囲い（<math>W = m</math> ○ 図示）を設置すること。 ○ 解体工事着手前に建物周囲に次の騒音・粉塵等の対策を行う。 （ ・ 防音パネル ※ 防音シート ・メッシュ金網、養生シート） ・ 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等（ ・ 建物全周囲に建物高さ以上） ※ 枠組み足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月24日発基第042001号）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の2の②又は③の方式により行うこと。 また、上記足場の設置や点検等については、労働安全衛生規則を遵守して実施すること。 ・ 騒音・振動計を設置すること。（設置箇所は図示による）</p> <p>② 監督員事務所 (2.3.1) ・ 設ける（ m程度） ○ 設けない ・ 備品等（ ）</p> <p>③ 受注者事務所等</p> <p>④ 工事用水 ○ 敷地内へ運ることができるとし、 ・ 有償で利用できる（副メーター設置等） ・ 無償で利用できる ○ 利用できない</p> <p>⑤ 工事用電力 横内既存の施設 ・ 有償で利用できる ・ 無償で利用できる ○ 利用できない</p> <p>⑥ 事前措置 (3.2.1) 1) 給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び削、配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議すること。 ② 水道、ガス、下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また、記録を残し監督員に提出する。 ③ 配管等の切断位置や、切り回し必要箇所等は図示による。 2) 落下するおそれのある付属物は撤去すること。 3) 解体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は駆除等を行う。 4) 電気設備のコンデンサ等は残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。 5) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による臭いの発生を防止する。 6) 浄化槽、排水槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議すること</p> <p>⑦ 解体順序 (3.3.1) 3 杭 基礎等 (3.9.1~3.9.2) ○ 解体仕様書による ・ 図示による</p> <p>1) 基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し、砂利地業・割り石まで行なうこと。 2) 杭の解体・残置させる ○ 解体する（ ・ 引き抜き工法 ・ 破砕方法（ ）） ① 杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ、深さ等の記録を整備し、写真と共に監督員に提出する。 ② 残置杭のうち、杭の破砕跡は、現場発生の良質土で埋戻すこと。 ③ 残置する杭頭は、キャップ等で被いコンクリートを打設すること。</p> <p>⑧ 構内舗装等 (3.11.1) 1) アスファルトコンクリート及びコンクリート等の解体は本工事とし、分別解体する。 2) 樹木等の伐採及び移植 ○有り（図示による） ・ 無し</p> <p>⑨ 地下埋設物 (3.12.1) 撤去する地下埋設物 ○ 浄化槽 ・ 排水渠 ・ ハンドホール ・ オイルタンク ・ 埋設廃棄物 ・ （ ） ※ 上記以外で設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督員に報告し、対応策を協議すること</p> <p>⑩ 埋設配管 (3.12.1) ○ 撤去 ・ 存置 ※ 設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督員に報告し、対応策を協議すること。</p> <p>⑪ 整地・埋戻し盛土 (3.13.1) 1) 解体撤去後の跡地は整地（整地厚1.0m程度）すること。（なお盛土の場合は図示による） ・ 持ち込み土（山砂の類） ○ 現場発生の良質土 ・ 現場の現場発生良質土 ・ 再生コンクリート塊 ・ リサイクルプラントが販売する処理土 2) 土砂流出の恐れのある部分は、土のう等で処置すること。</p> <p>8 解体後の圍障 (3.13.1) ・ 設置する ・ 設置しない ・ 工事中の仮囲いを存置 ※ 圍障を設置する場合は仕様等 種別 ・ 木杭+ロープ ・ 木杭+番線張り ・ （ ） 高さ ・ 図示 ・ H = m 設置範囲 ・ 図示 ・ 敷地境界全域</p> <p>9 建設発生土 ・ 場外指示の場所に処分 ・ 場外搬出専用施設 ・ 場外指示の場所に敷き均し ・ 場内指示の場所に堆積 ・ 当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する立地場に搬出するものとする。 搬出場所： _____ の公の関与する立地 ※ 当該工事により発生する建設発生土は、「広島県HPの建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入れ地（一時たまり場を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に必要な費用は変更しない。 なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の仕様に掲げない場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>⑬ 施工計画調査 (5.1.2) 1) 特別管理産業廃棄物等とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい、その種類は次に示す。これらについて、設計図書及び目視により、施工調査を実施し調査結果を調査に取りまとめ、監督員に提出する。 ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 廃石綿等 ・ PCBを含む機器類 ・ PCB含有シーリング材 ・ 廃油 ・ 廃酸、廃アルカリ ・ 特殊な建設副産物 ・ フロン、ハロン等の特定物質 ・ 放射性物質 ・ ふっ化硫黄（SF6） ・ 特定化学物質等 2) 発注者による調査（発注者調査）で判明している特別管理産業廃棄物等は次のとおりであり、適切に処理すること。また、下記については施工調査結果と共に調査結果（調査）に反映させること ・ 特別管理産業廃棄物 ① 廃石綿等 ※ 無し ・ 有り（ ） ② PCBを含む機器類 ※ 無し ・ 有り（ ） ③ PCB含有シーリング ※ 無し ・ 有り（ ） ④ 廃油 ※ 無し ・ 有り（ ・ 熱源の残油（オイルタンク及び配管を含む） ） ⑤ 廃酸、廃アルカリ ※ 無し ・ 有り（ ） ・ 特殊な建設副産物 ① フロン等の特定物質 ※ 無し ・ 有り（ ・ 空調機と設備の冷媒 ・ ） ② 放射性物質 ※ 無し ・ 有り（ ） ③ ふっ化硫黄（SF6）</p>

章 項	特 記 事 項																								
3 石綿含有建築物の除去及び処理	<p>① 特別管理産業廃棄物の処分等 (5.4.1) ※ 無し ・ 有り（ ） ④ 特定化学物質等 ※ 無し ・ 有り（ ）</p> <p>② 特別管理産業廃棄物の処分等 (5.4.1) 処分等の必要な特別管理産業廃棄物は、関係法令に従い適切に処分すること。又、施工調査によって、明瞭した箇所も、処分方法等を監督員と協議し、同様に処分すること。</p> <p>③ 廃石綿等 (5.4.1) 廃石綿等の処理は、解体仕様書6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。</p> <p>4 PCB含有機器類 (5.4.1) 事前調査対象機器は次に示す。 ・ 。（ ）</p> <p>5 PCB含有シーリング材 (5.4.1) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は次による。 ・ 分析調査箇所数（計 箇所）分析調査箇所 ※ 図示 ・ 撤去範囲は、次のとおりとし、PCB含有シーリング材はPCBが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、調査を作成の上、合わせて監督員に引渡すこと。 ・ 図示による（ ）</p> <p>6 ダイオキシソ類 (5.4.1) 廃棄物焼却施設等の解体方法の指定 ※ 解体作業 ・ 第1管理区域（レベル1） ・ 第2管理区域（レベル2） ・ 第3管理区域（レベル3） ・（ ） ※ 廃棄物焼却炉からの排出物の処分</p> <table border="1"> <tr> <th>品目</th> <th>最終処分場等の名称</th> <th>所在地（距離）</th> </tr> <tr> <td>・もえがら</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ばいじん</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>7 特殊な建設副産物の回収及び処分 (7.3.1) 回収及び処分の必要な特殊な建設副産物は、関係法令に従い適切に回収・処分すること。また、施工調査によって明瞭した箇所も、処分方法を監督員と協議し、同様に処分すること。</p> <p>④ 施工調査 (6.1.3) 目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について施工調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出する。 (1) 使用部位の確認 (2) 種別、厚さ等の確認 (3) 使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 ・ 石綿含有分析調査（※不要・必要（内容は下記による）） ※ 分析方法 JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 ※ 分析必要部数等（※図示） 分析必要箇所（ 箇所）</p> <p>⑤ 石綿粉じん濃度測定 (6.1.4) 石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督員に報告する。 ※ 測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版による。 測定次の取り方 (1) 処理作業前 ・ 処理作業室内（点） ○ 施工区画周辺又は敷地境界（2点） (2) 処理作業中 ・ 処理作業室内（点） ※ セキュリティーゾーンの入口（点）…空気の流れを確認 ※ 負圧・除じん装置の排出口（点）…除じん装置の性能確認 ○ 施工区画周辺又は敷地境界（3点） (3) 処理作業後（遮断シート撤去前） ※ 処理作業室内（点） ○ 施工区画周辺又は敷地境界（2点）</p> <p>⑥ 除去工事共通事項 (6.2.1~6.2.8) 1) 専門工事業者 石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。 2) 作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者 ① 石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、管理させること ② 排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。（ただし、石綿含有成形品の処理工事を除く。） 3) 除去作業者 石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）、は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。 4) 施工計画書 施工に先立ち、処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承諾を受けること。 5) 表示及び指示 ① 石綿作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、石綿除去作業中中等の表示を行う。 ② 石綿の有害性、取扱上の注意事項、使用すべき保護具の指示を行う。 ③ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。 6) 保護具・保護衣 ① 作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに石綿が付着しにくく、付着した石綿が容易に除去できる作業衣又は保護衣を着用する。 ② 監督員の現場作業の立入確認のため、保護具、保護衣を一式現場に備える。 7) 官公署その他への手続き ① 労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の施工計画届（労働基準監督署） ② 「石綿則」第5条第1項の規定による作業届（労働基準監督署） ③ 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出（都道府県知事） ④ その他、各自治体の条例又は要綱等により職務付けられている届出（特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等） 8) 適用基準等 ※ 「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」</p> <p>4 石綿含有吹付け材の除去 (6.3.1~6.3.4) 1) 処理を行う石綿含有吹付け材の仕様及び部位 ※ 図面による ・ 下記による</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">石綿含有吹付け材の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>2) 作業場の隔離、養生等 (6.3.1) ① 除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて隔離する。 ② 隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保つ ③ 隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の3室で構成するセキュリティーゾーンを設置する。 ④ 更衣室には洗濯又はうがいの設備を設ける。ただし、現場内の他の場所にこれら設備を設ける</p>	品目	最終処分場等の名称	所在地（距離）	・もえがら			・ばいじん			石綿含有吹付け材の仕様		使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
品目	最終処分場等の名称	所在地（距離）																							
・もえがら																									
・ばいじん																									
石綿含有吹付け材の仕様		使用部位																							
・	・	・																							
・	・	・																							
・	・	・																							
・	・	・																							

	福山市建設局建築部営繕課 2022年 11月	福山市立福山中・高等学校木造建物解体工事 解体工事特記仕様書(1)	01 <small>42頁 7/15 43頁 5/15</small>
---	---------------------------	--------------------------------------	--

章	項	特記事項	章	項	特記事項	章	項	特記事項	章	項	特記事項								
⑤	石綿含有建材の除去及び処理	<p>場合はこの限りではない。</p> <p>⑤洗浄室にはエアシャワー設備又は温水シャワー設備を設ける。</p> <p>⑥除去物の処理 (6.3.2)</p> <p>※ 密封処理 (二重袋梱包) ・ セメント固化</p> <p>3) 除去工法 (6.3.2)</p> <p>※ 図面による ・ 共通仕様書による</p> <p>施工場所 ( )</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 (6.3.3)</p> <p>①除去した石綿含有吹き付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることを表示を行う。当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。</p> <p>処分場所 ( ) 運搬距離 ( )</p> <p>受入条件 (※平日受入 )</p> <p>※ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)</p> <p>なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督員に報告するとともに、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。</p> <p>5) 確認及び後片付け (6.3.4)</p> <p>①除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。</p> <p>②監督員の立会いのうえで、除去及び封じ込め等が十分行われたかを、目視により確認する。</p> <p>③養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。</p> <p>④壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧除じん装置を十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。</p> <p>⑤養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。</p> <p>⑥床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。</p> <p>⑦養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4 2) ⑥により処理等を行う。</p> <p>⑧後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。</p>	⑥		<p>なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>5) 確認及び後片付け</p> <p>除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督員立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。</p>														
		<p>1) 処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位</p> <p>・ 下記による ※ 図面による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>石綿含有保温材等の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table> <p>2) 養生等 (6.4.2)</p> <p>①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。</p> <p>②作業場の隔離 ( ・ 行う ※ 行わない )</p> <p>石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落とし・破碎・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。</p> <p>3) 作業場の隔離を行う場合は、4 2) を適用する。</p> <p>除去工法 (6.4.3)</p> <p>※ 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし ・ 石綿含有吹き付け材の除去による</p> <p>除去物の処理 ( ※ 密封処理 (二重袋梱包) ・ セメント固化 )</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 (6.4.4)</p> <p>4 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。</p> <p>5) 確認及び後片付け (6.4.5)</p> <p>除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督員立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。</p>			石綿含有保温材等の仕様						使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・
石綿含有保温材等の仕様	使用部位																		
・	・																		
・	・																		
・	・																		
・	・																		
・	・																		
⑥	石綿含有成形板の除去 (6.5.1~6.5.5)	<p>1) 処理を行う石綿含有成形板の仕様及び部位</p> <p>・ 下記による ※ 図面による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>石綿含有成形板の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・モルタル</td><td>・母屋及び倉庫の外壁</td></tr> <tr><td>・天井ボード</td><td>・母屋1階台所</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table> <p>2) 養生等 (6.5.1)</p> <p>石綿含有成形板の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。</p> <p>3) 除去工法 (6.5.3)</p> <p>①原則、散水等により湿潤化した後に手ばらしで行い、やむを得ず破壊しなければならない場合は十分に湿潤化した状態で作業を行う。</p> <p>②除去した石綿含有成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないこと他、粉じんの飛散防止に努める。</p> <p>③破碎された石綿含有成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 (6.5.3)</p> <p>①処分は原型のままとし、処分先は監督員の指示による。</p> <p>・ 石綿含有石膏ボード</p> <p>※ 埋立処分 (管理型最終処分場)</p> <p>・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板</p> <p>・ 埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設)</p> <p>なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。</p> <p>②除去した石綿含有成形板を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることを表示を行う。</p> <p>③石綿含有成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。</p> <p>5) 確認及び後片付け (6.5.5)</p> <p>除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督員立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。</p>	石綿含有成形板の仕様	使用部位	・モルタル	・母屋及び倉庫の外壁	・天井ボード	・母屋1階台所	・	・	・	・							
		石綿含有成形板の仕様	使用部位																
・モルタル	・母屋及び倉庫の外壁																		
・天井ボード	・母屋1階台所																		
・	・																		
・	・																		
<p>1) 処理を行う石綿含有仕上塗材等 (下地調整塗材含む) の仕様及び部位</p> <p>・ 下記による ※ 図面による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>石綿含有成形板の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table> <p>2) 養生等</p> <p>石綿仕上塗材等 (下地調整塗材も含む) の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。</p> <p>3) 除去工法 ( 施工場所 : ※ 図示 )</p> <p>「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」に記載の粉じん飛散防止に関し隔離措置と同等の措置と判断できる工法により行う。</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等</p> <p>4 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。</p> <p>なお、処分先については、監督員の指示による。</p> <p>・ 埋立処分 ( ・ 安定型最終処分場 ・ 管理型最終処分場 )</p> <p>・ 中間処理 ( 溶融施設又は無害化処理施設 )</p>	石綿含有成形板の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・									
石綿含有成形板の仕様	使用部位																		
・	・																		
・	・																		
・	・																		
・	・																		
7	石綿含有仕上塗材等 (下地調整塗材含む) の除去	<p>1) 処理を行う石綿含有仕上塗材等 (下地調整塗材含む) の仕様及び部位</p> <p>・ 下記による ※ 図面による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>石綿含有成形板の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> <tr><td>・</td><td>・</td></tr> </tbody> </table> <p>2) 養生等</p> <p>石綿仕上塗材等 (下地調整塗材も含む) の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。</p> <p>3) 除去工法 ( 施工場所 : ※ 図示 )</p> <p>「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」に記載の粉じん飛散防止に関し隔離措置と同等の措置と判断できる工法により行う。</p> <p>4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等</p> <p>4 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。</p> <p>なお、処分先については、監督員の指示による。</p> <p>・ 埋立処分 ( ・ 安定型最終処分場 ・ 管理型最終処分場 )</p> <p>・ 中間処理 ( 溶融施設又は無害化処理施設 )</p>	石綿含有成形板の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・							
石綿含有成形板の仕様	使用部位																		
・	・																		
・	・																		
・	・																		
・	・																		

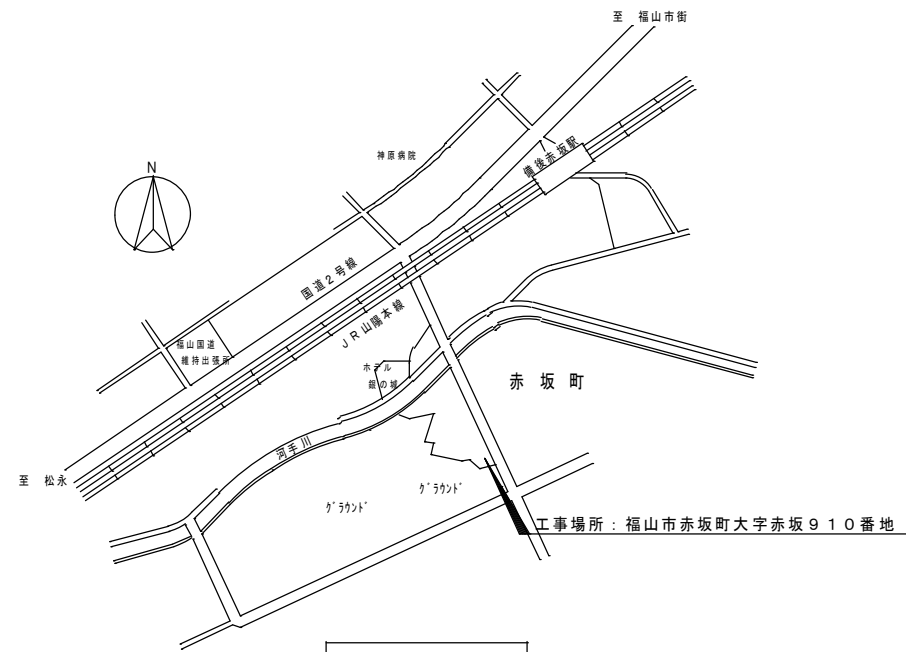


福山市建設局建築部営繕課

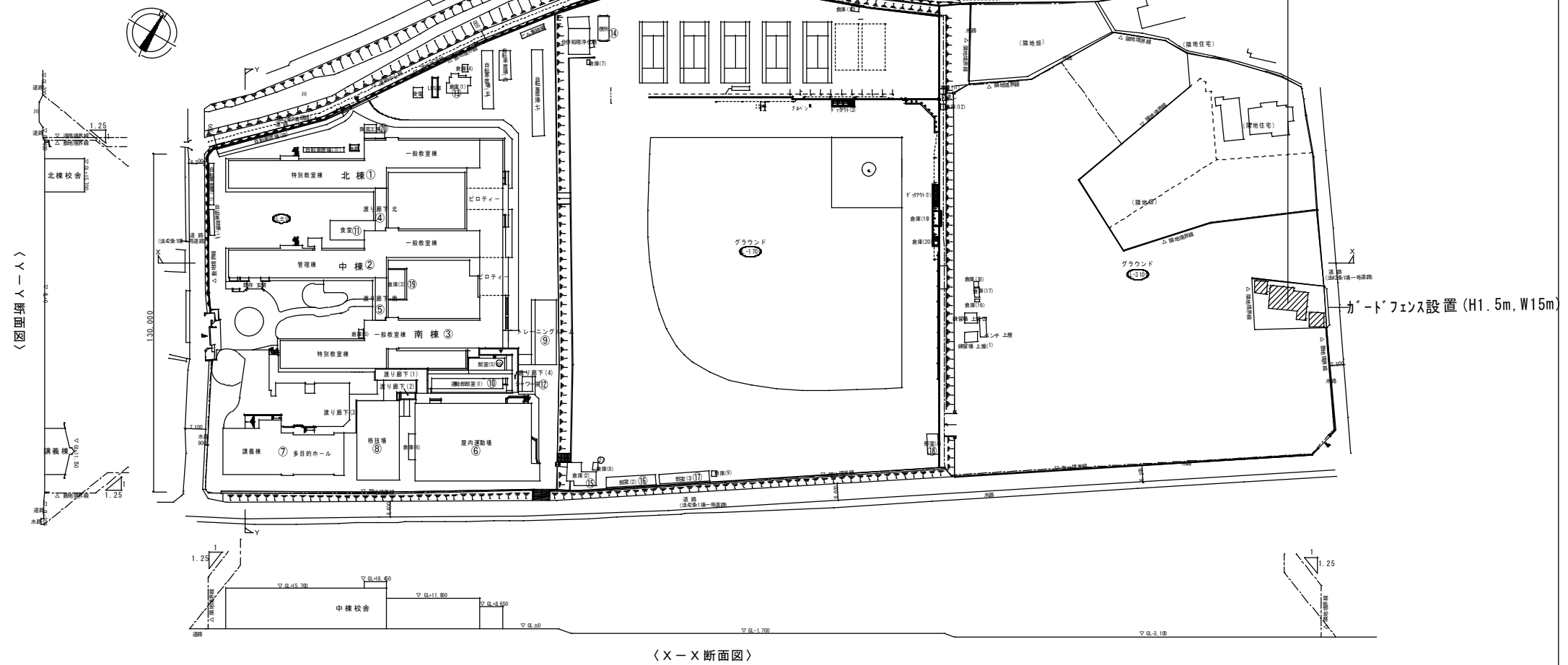
2022年 11月

福山市立福山中・高等学校木造建物解体工事

解体工事特記仕様書 ( 2 )



附近見取図

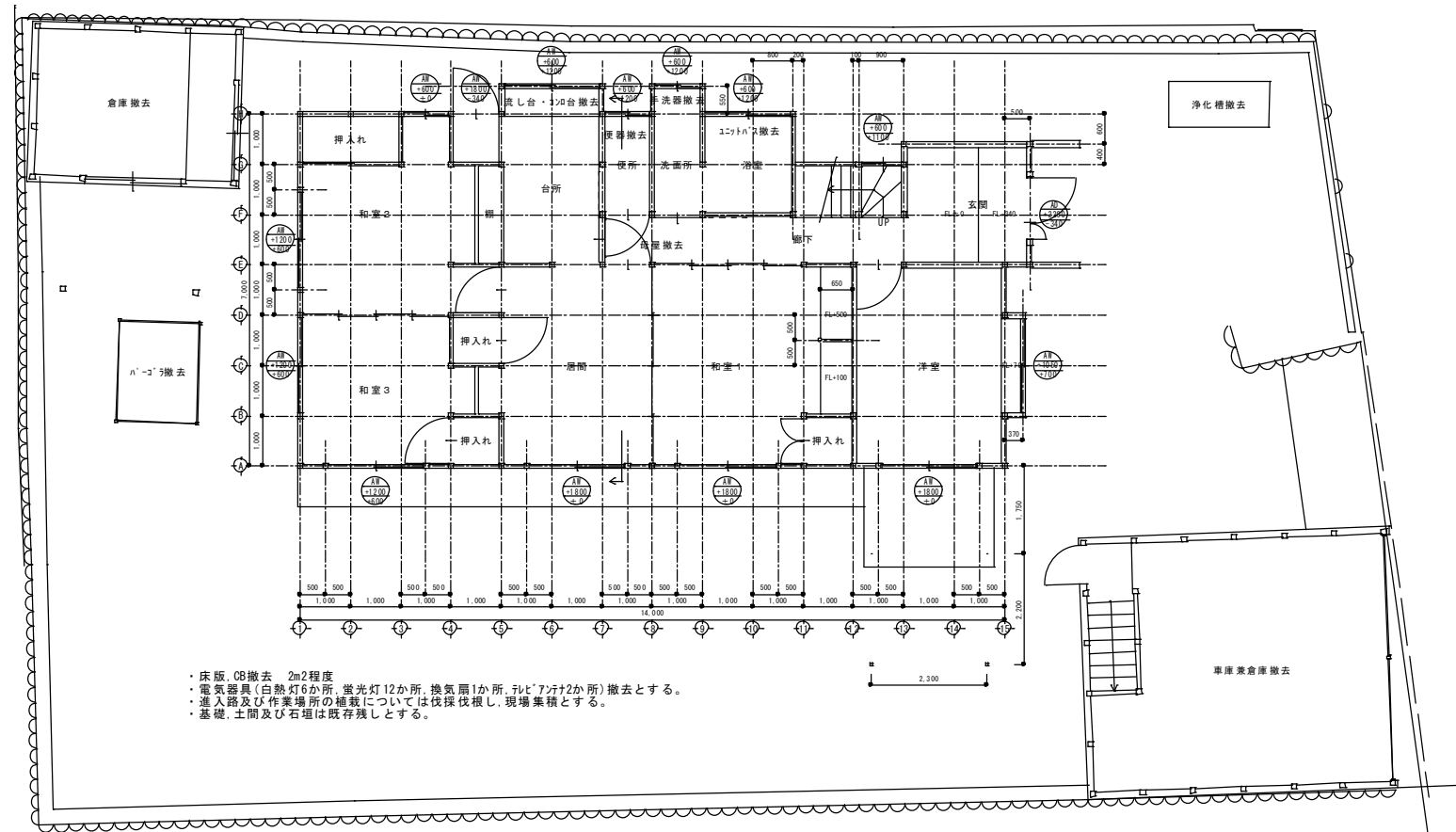


配置図 S=1/1000

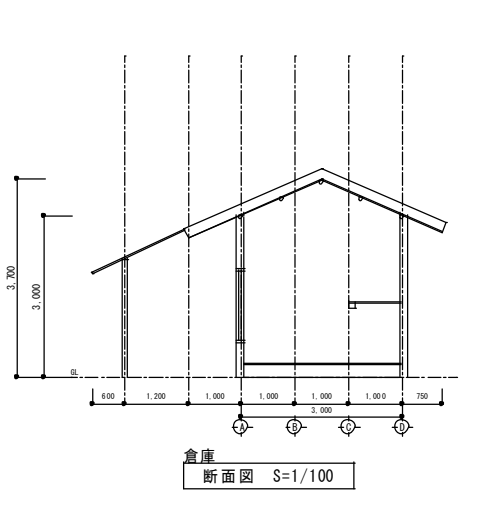
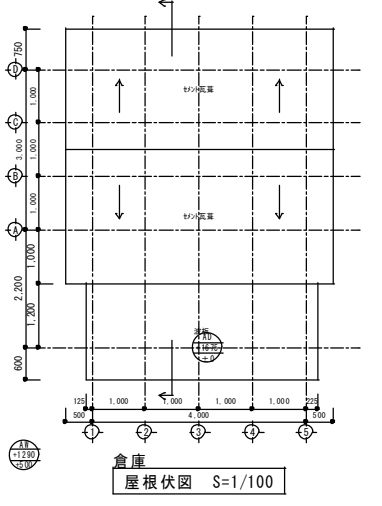
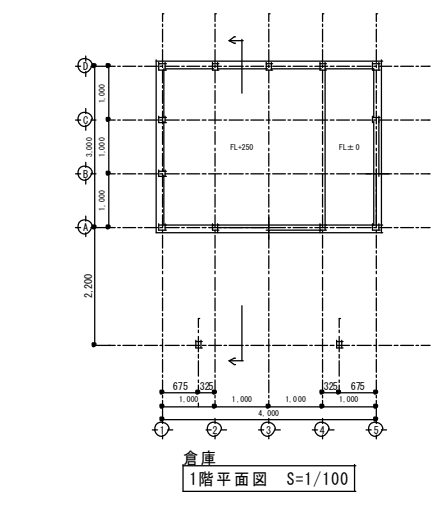
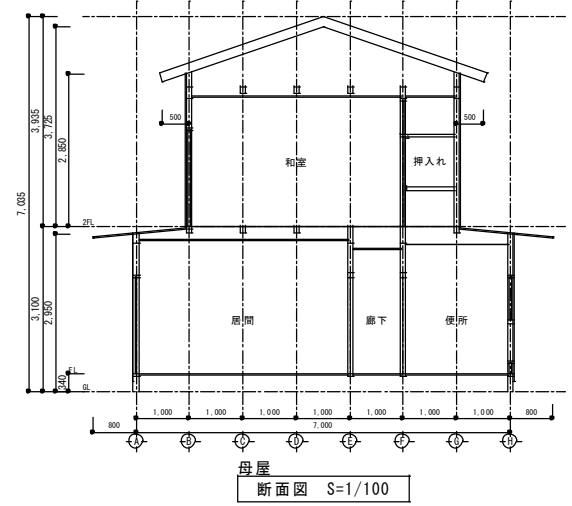
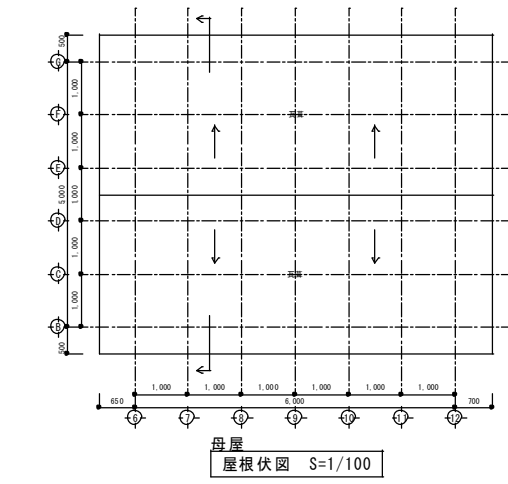
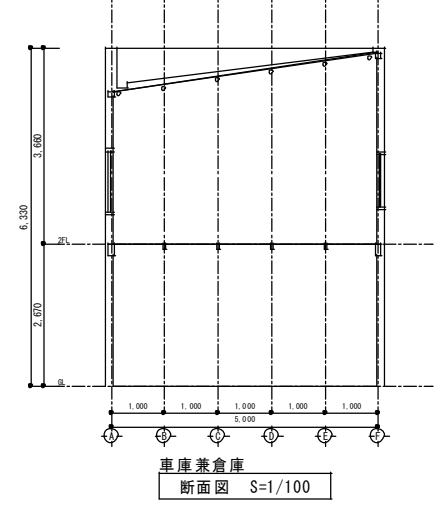
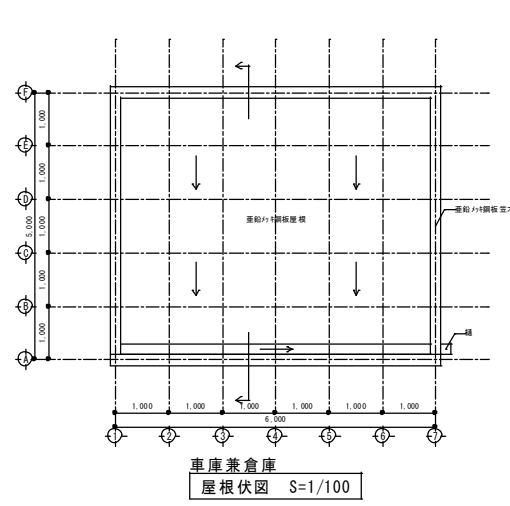
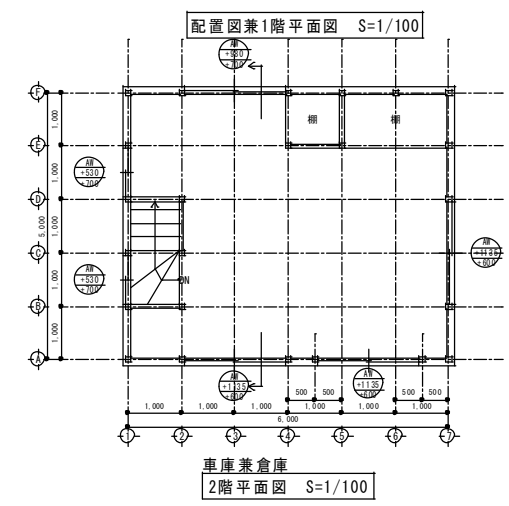
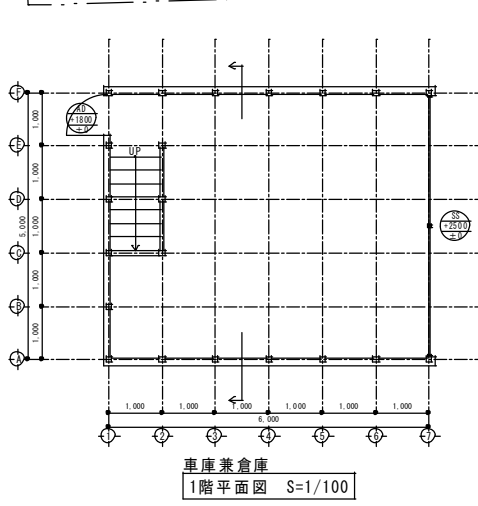
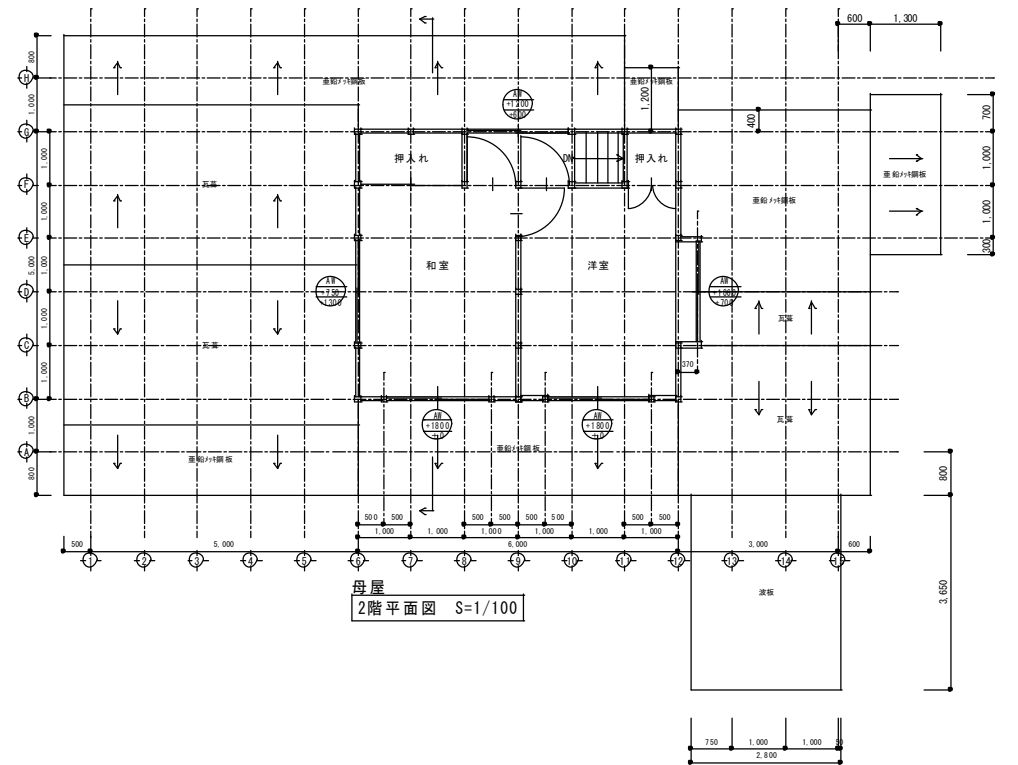
A2: 100%  
A3: 71%

工事名	福山市立福山中・高等学校木造建物の解体工事	福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面NO.
図面名称	附近見取図・配置図	2022年11月	03
		主務 課員 次長 課長補佐 施設課長 部長	





- 床版、OB撤去 2m2程度
- 電気器具(白熱灯6か所、蛍光灯12か所、換気扇1か所、fuit'7+計2か所)撤去とする。
- 進入路及び作業場所の舗装については伐採伐根し、現場集積とする。
- 基礎、土間及び石垣は既存残しとする。



- 凡例
- AW 建具
  - +1135 建具の高さ
  - +600 FLからの高さ

工事名	福山市立福山中・高等学校木造建物解体工事	福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面NO.
図面名称	配置図・平面図・断面図	2022年11月	05
		主務 課員 次長 課長補佐 施設課長 部長	

A2: 100%  
A3: 71%



# 参考数量書

§ 工事名称 福山市立福山中・高等学校木造建物解体工事

§ 工事場所 福山市赤坂町大字赤坂910番地

## 特記事項

- 1 この数量書は、福山市建設工事請負契約約款1条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 2 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事建築数量積算研究会制定)

# 設 計 書

工事名称 福山市立福山中・高等学校木造建物解体工事

工事場所 福山市赤坂町大字赤坂 9 1 0 番地

## 解体工事 一式

- ・解体建物
  - 母屋 : 木造 2 階建 延床面積 1 2 7 . 4 5 m<sup>2</sup>
  - 車庫兼倉庫 : 木造 2 階建 延床面積 6 0 . 0 0 m<sup>2</sup>
  - 倉庫 : 木造平家建 延床面積 1 2 . 0 0 m<sup>2</sup>
- ・その他解体
  - 浄化槽撤去

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直 接 工 事 費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直 接 工 事 費	1	式		
計				



解体工事									
名	称	数	量	単	位	金	額	備	考
解体工事		1		式					
	計								

解体工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
解体工事	仮設工事	1	式		
解体工事	建物解体	1	式		
解体工事	外構	1	式		
解体工事	産業廃棄物処理費等	1	式		
計					

解体工事		解体工事		仮設工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
くさび緊結式足場 (手すり先行方式) 10m未満	建地幅900 掛払い手間 基本料 供用賃料 修理費 安全手摺 運搬費含む	405	㎡			
防音シート張り	45日	405	㎡			
親網設置	長手方向	1	セツ			
墜落静止用器具費 月額損料		1	式			
計						



解体工事		解体工事		建物解体		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
木造建物上屋解体	手こわし併用機械解体 内部造作撤去・集積・積込共 重機回送費等含む	199	延m <sup>2</sup>			
壁・軒EIL外撤去	アス <sup>ト</sup> 含有 手こわし	268	m <sup>2</sup>			
アス <sup>ト</sup> 湿潤化作業 費	散水・噴霧器	1	式			
アス <sup>ト</sup> シート養生	床 二重	142	m <sup>2</sup>			
アス <sup>ト</sup> シート養生	作業足場	298	m <sup>2</sup>			
アス <sup>ト</sup> 集積・積込		17	t			
アス <sup>ト</sup> 使用足場清 掃	真空掃除機使用	142	m <sup>2</sup>			
天井合板・ホ <sup>ト</sup> 撤去	一重張り 石綿含有 集積共	6	m <sup>2</sup>			
電気器具撤去	白熱灯6か所, 蛍光灯12か所 換気扇1か所, レビ <sup>ン</sup> ファン2か所	1	式			
機械器具撤去	エツパ <sup>ス</sup> , 便器, 浄化槽, 流し台・シンク台 手洗器	1	式			
計						

解体工事		解体工事		外構		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
整地		400	m <sup>2</sup>			
配管外詰め		1	式			
埋設管撤去(塩ビ 樹共)		85	m			
進入路,作業場所 植栽撤去	伐採伐根	1	式			
床版,CB撤去		1	式			
計						

解体工事		解体工事		産業廃棄物処理費等		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
運搬費						
建設発生材運搬費	木(建築解体材)	30.8	m3			
建設発生材運搬費	一般	19.3	t			
建設発生材運搬費	廃プラ	0.1	t			
建設発生材運搬費	石膏ボード	0.5	t			
建設発生材運搬費	鉄くず	0.1	t			
建設発生材運搬費	アスベスト	16	t			
処理費						
建設発生材処理費	木(建築解体材)	30.8	m3			
建設発生材処理費	一般	19.3	t			
建設発生材処理費	廃プラ	0.1	t			
建設発生材処理費	石膏ボード	0.5	t			
スクラップ	H3	0.1	t			
建設廃材処理費	アスベスト	16	t			
計						

共通仮設費（積上分） 明細

名 称	摘 要	数 量	单 位	単 価	金 額	備 考
ガードフェイス	H1.5m	15	m			
石綿作業主任者		15	日			
保護具消耗品	防護眼鏡・防塵マスク・防護手袋	60	組			
粉じん濃度測定費		1	式			
交通誘導員 B		2	人			
計						